

V その他

1 所轄庁による監督

特定非営利活動促進法においては、その立法過程において、法人の自主性・自律性を保護するため、できる限り行政庁の裁量的判断や監督という形での関与を排除することが議論されました。その結果として、法により、所轄庁への事業報告書等の提出、所轄庁等での閲覧が義務化されています。

つまり、法人の活動を情報公開することによって、広く市民の監視のもとに置くという形がとられているということです。

ただし、「市民による監視」という方法で対処できない事態に対する手段として、所轄庁は、法令違反等一定の場合に、法人に対して報告を求めたり、検査を実施し、場合によっては改善措置を求めたり、設立の認証を取り消すこともできます。

(1) 事業報告書等の提出

毎年1回、法人が作成・提出しなければならない事業報告書等の書類の閲覧については、広く情報公開することにより、市民の監視の下に置くことを目的としています。所轄庁による法人の活動状況の監督の手段としても利用されます。(法第29条)

(2) 報告及び検査

法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反している疑いがあると認められる相当な理由があるときは、所轄庁は、法人にその業務又は財産の状況に関して報告を求めたり、法人の事務所その他の施設に立ち入って、その業務又は財産の状況、帳簿、書類その他の物件を検査することができます。(法第41条第1項)

(3) 改善命令

法人が、次の事項(注31)に該当するときは、所轄庁は、法人に対し、期限を定めて、改善のために必要な措置を取るよう命令することができます。(法第42条)

注32 改善命令の対象となる事項

- ① 法に定める次の要件を欠くに至ると認められるとき。
 - ・ 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること。
 - ・ 営利を目的としないこと。
 - ・ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
 - ・ 社員のうち報酬を受ける役員の数、役員総数の1/3以下であること。
 - ・ その活動が、宗教活動や政治活動を主たる目的とするものではないこと。
 - ・ その活動が、特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと。
 - ・ 暴力団でないこと、暴力団やその構成員等の統制の下にある団体でないこと。
 - ・ 10人以上の社員を有するものであること。
- ② 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反するとき。
- ③ 運営が著しく適正を欠くと認められるとき

(4) 設立の認証の取消し

法人が、次の事項（注32）に該当するときは、所轄庁は、法人の設立の認証を取り消すことができます。（法第13条第3項、第43条第1項、第2項）

注33 認証の取消しの対象となる事項

- ① 設立の認証を受けた者が、設立の認証のあった日から6月を経過しても設立登記をしないとき。
- ② 所轄庁による改善命令に違反し、他の方法では監督の目的が達成できないとき。
- ③ 法第29条の規定により毎年1回提出することとなっている事業報告書等の提出を、3年以上提出しなかったとき。
- ④ 法令に違反した場合で、所轄庁による改善命令によってはその改善が期待できず、かつ、他の方法では所轄庁による監督の目的が達成できないとき。

2 特定非営利活動促進法による罰則

特定非営利活動促進法に規定されている罰則規定は次のとおりとなっています。これ以外に、税法などの個別法令に違反した場合にも、それぞれの法令に規定する罰則に処せられることがあります。

(1) 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第77条、法第79条第1項）

偽りその他不正の手段により認定、有効期間の更新、特例認定、合併による認定の地位の承継を受けた者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

また、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が上記の違反行為したときは、行為者を罰する他、その法人又は人に対しても、罰金刑が科されます。

(2) 50万円以下の罰金（法第78条、法第79条第1項）

次の者は、50万円以下の罰金に処せられます。

ア 改善命令に違反した者

イ 認定特定非営利活動法人又は他の認定特定非営利活動法人と誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号を使用した者

ウ 特例認定特定非営利活動法人又は他の特定認定特定非営利活動法人と誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号を使用した者

エ 法第65条4項の規定による命令に違反した者

オ 法第66第1項の規定による停止命令に違反した者

また、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が上記の違反行為したときは、行為者を罰する他、その法人又は人に対しても、罰金刑が科されます。

(2) 20万円以下の過料（法第80条）

次のいずれかに該当する場合の、法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処せられます。

ア 組合等登記令に違反して、登記することを怠ったとき。

- イ 法人設立又は合併の時に財産目録を事務所に備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- ウ 役員の変更又は届出で足りる定款変更をしたのに、所轄庁へ届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- エ 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更があったのに、所轄庁へ届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- オ 法第28条の規定により事務所に備え置くこととなっている事業報告書等、役員名簿等又は定款等の書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- カ 法第28条の2規定により前事業年度の貸借対照表作成後遅滞なく公告することとなっているのに、公告せず、又は不正の公告をしたとき。
- キ 法第54条の規定により認定特定非営利活動法人の事務所に備え置くこととなっている書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- ク 定款の変更に係る登記をしたときに、登記事項証明書の提出を怠ったとき。
- ケ 法第29条の規定により、毎年1回所轄庁に提出することとなっている事業報告書等の提出を怠ったとき。
- コ 法第49条第4項又は法第52条第2項の規定により、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人が提出することとなっている書類の提出を怠ったとき。
- サ 認定特定非営利活動法人が、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときに、法第53条第4項の規定により提出することとなっている書類の提出を怠ったとき。
- シ 法第55条の規定により、認定特定非営利活動法人が提出することとなっている役員報酬規程等の提出を怠ったとき。
- ス 法人がその債務を完済することができなくなったにもかかわらず、理事が直ちに裁判所に破産手続開始の申立てをしなかったとき。
- セ 清算中に、法人の財産がその債務の完済に不足することが明らかになったにもかかわらず、清算人が直ちに裁判所に破産手続開始の申立てをしなかったとき。
- ソ 清算人は、特定非営利活動法人が解散した後、遅滞なく、債権者に対して一定の期間内（2か月以上）に債権の請求の申し出を行うべき旨を公告しなければならないのに、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
- タ 清算人は、裁判所に破産手続開始の申立てをしたときはその旨を公告しなければならないのに、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
- チ 合併の認証があったとき、認証の通知のあった日から2週間以内に作成し、主たる事務所に備え置くこととなっている財産目録及び貸借対照表を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- ツ 合併の認証があったとき、認証の通知のあった日から2週間以内に、債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内（2か月以上）に述べるべきことを公告せず、又は判明している債権者に対して各別にこれを催告しなかったとき。
- テ 合併について債権者が異議を述べたときに、法人が弁済せず、若しくは相当の担保を供せず、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなかったとき。

ト 法第41条第1項又は第64条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(3) 10万円以下の過料（法第81条）

特定非営利活動法人以外の者で、その名称中に「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いた者は、10万円以下の過料に処せられます。

3 税金

法人に対してはいろいろな税金が課せられます。ここでは、一部例を挙げて説明しますが、詳細については税の専門家にご相談ください。また、税の具体的な内容や仕組みのお問合せは、国税については最寄りの税務署、県税については最寄りの県地方局税務担当課、市町村税については市町村税務担当課あてお願いします。

国税である法人税については、法人税法に規定された「収益事業」からの所得に対しては課税されることとなります。それ以外からの所得については非課税です。

地方税も、税法上の収益事業から生じた所得に対しては課税されます。また、法人県民税及び法人市町村民税の均等割は、所得の有無にかかわらず原則として課税されますが、法人県民税の均等割については、一定の場合に減免の対象となっています。

【参考】NPO法人に対する県税の特別措置について

愛媛県では、NPO法人の設立・運営を税制面から支援するため、「愛媛県特定非営利活動法人に係る県税の特別措置に関する条例」を制定し、NPO法人に係る県税の特別措置を行っています。（詳しくは143ページ条例を参照してください。）

（特別措置の概要）

- 1 法人税法上の収益事業を行わないNPO法人
 - (1) 県民税均等割：県民税均等割を免除します。
 - (2) 不動産取得税：NPO活動用不動産の取得に対し、不動産取得税を免除します。
 - (3) 自動車税：NPO活動用自動車に対し、自動車税を免除します。
 - (4) 自動車取得税：NPO活動用自動車の無償取得に対し、設立から1年以内に移転登録された場合に限り自動車取得税を免除します。
- 2 法人税法上の収益事業を行うNPO法人
 - (1) 県民税均等割：設立後の年数にかかわらず、所得金額が年40万円未満の事業年度の県民税均等割を免除します。
 - (2) 不動産取得税：NPO活動用不動産の無償取得に対し、設立から1年以内に所有権移転登記された場合に限り、不動産取得税を免除します。
 - (3) 自動車取得税：NPO活動用自動車の無償取得に対し、設立から1年以内に移転登録された場合に限り自動車取得税を免除します。

(注) この特別措置は、申告をしなければ受けることができません。なお、この文中「設立」とは、「特定非営利活動促進法第13条第1項の規定により設立の登記がされた日」を意味します。